

アクセス・グリーンに搬入できる「事業系一般廃棄物」とはどんなもの？

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、事務所、商店、飲食店、工場などの事業所から排出される産業廃棄物となる廃棄物を除いた廃棄物で、主に紙くずや厨芥類（生ごみ）などの廃棄物となります。

事業系一般廃棄物は、アクセス・グリーンで処理を行えますが、家庭から出るごみと同様に適切に分別して排出、搬入してください。

事業系ごみの例

これしかないの？ と思った方は「産業廃棄物」のページもご覧ください



調理残飯・生ごみ 弁当等の空き容器 新聞・雑誌等の紙類 資源ごみ

自分は事業所？

事業所には法人組織の活動や営利、非営利に限らず、学校、工場、事務所、飲食店、商店をはじめ自営業や個人の在宅ワーク、各種団体なども含まれます。

◆事業系ごみを出すときに「むつ市指定ごみ袋」を使う必要はありませんが、なるべく半透明か透明の袋を利用し、収集・処理作業員の安全のため、ダンボール箱や黒色など中身の見えない袋で出すことは避けてください。

資源になるものは資源ごみとしてリサイクル

びん・缶・ペットボトル・紙類は資源ごみ

従業員の方が飲食した時に出た空きびん、空き缶、ペットボトルや事業活動に伴って生じた廃棄物であっても新聞・チラシ、書籍・雑誌、段ボールなどの紙類は、家庭から出るごみと同様に適切に分別して排出、搬入すれば資源ごみとしてリサイクルが可能になります。

これらのものを不燃ごみや可燃ごみと混ぜて搬入すると汚れてしまい、リサイクルに不適となってしまいます。

アクセス・グリーンにごみを持ち込む場合には、資源ごみは資源としてリサイクルできるように必ず分別して持ち込んでください。

空きびん

飲料用、食品用、飲み薬などのびん



※中を軽くすすいでください。
※無色・茶色・その他の色に分別して排出・持ち込みしてください。

※ 中身が入ったままのものや、油、油脂、塗料、その他の汚れで洗っても落ちないような場合はリサイクルできないので「燃えるごみ」又は「燃えないごみ」として出してください。

空き缶

飲料用、食品用などの缶



※中を軽くすすいでください。
※異物（吸い殻、食品の残り）は洗い流してください。

ペットボトル

「PET1」マークがついた飲料用・しょう油用、酒類用等のペットボトル



※中を軽くすすいでください。
※汚れが落ちないボトルやキャップは燃えるごみになります。

古紙リサイクルセンターも活用して見ては

営業時間内であれば、無料で古紙を持ち込めます

名称	所在地	電話番号	営業日・時間
株ゆうあいむつ	田名部字品ノ木 34 番地 137	22-2415	月曜日～金曜日 8:00～16:00
むつ資源リサイクル(株)	奥内字今泉 146 番地 2	26-2080	月曜日～土曜日 8:00～17:00

詳しくは、市ホームページ「古紙リサイクルセンターが設置されました」をご覧ください
<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/38,24365,23,168.html>

ごみの減量・リサイクルの推進にご協力をお願いします！



事業系一般廃棄物の処理方法

事業者が自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。

◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条および「むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第4条に規定される「自らの責任において適正に処理しなければならない」とは、生活環境の保全上支障のないよう行う自家処理や、一般廃棄物処理手数料を負担して市の施設に搬入すること、市の一般廃棄物処理業の許可を受けた者へ委託処理することも含まれます。

ごみの野焼きは法律で禁止されています。絶対にやらないこと！

処理方法① 市の一般廃棄物処理業許可業者に収集・運搬を委託する。

事業者がアクセス・グリーンに直接持ち込みできない場合は、市が許可している収集運搬業者に収集運搬を委託してください。この場合も、きちんと分別する必要があります。また、収集・運搬、処理に必要な費用を許可業者に支払う必要もあります。

※市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているなど、特定の業者以外は、他人の一般廃棄物の収集・運搬を行うことはできません。

【一般廃棄物収集運搬許可業者】

業者名	所在地	電話番号	業者名	所在地	電話番号
アズマ産業	新町 40-3	22-0460	(有)むつ中央トラック	奥内字中道 23	26-2365
(株)新谷水道工業所	金谷二丁目 5-7	22-2904	(有)本木清掃社	関根字出戸川目 136-6	25-2205
(有)ホクセイ	苫生町一丁目 12-7	22-6636	(株)ゆうあいむつ	田名部字品ノ木 34-137	22-2415
(有)川西商会	金曲一丁目 11-20	22-2176	リサイクルショップ大館	田名部字樋川目 27-1	22-7695
(有)グルッペ	中央二丁目 26-27	29-3988	(有)川内清運	川内町休所 42-236	42-4201
(株)佐藤組	大湊新町 35-3	24-1337	磯谷商会	大畑町湊村 94-1	34-2716
谷川環境衛生開発(株)	新町 41-1	22-2659	(有)エンジニアリング下北	大畑町湊村 165-11	45-3610
(有)チャーター運送	田名部字大平沢 14	23-4420	大畑クリーン産業(有)	大畑町湯坂下 28-1	34-2641
斗南クリーン	田名部字斗南岡 29-332	23-6543	(有)環境衛生下北開発	大畑町上野 95-1	34-2912
のへじ清掃	関根字前浜 44-8	25-2752	(株)クリーンサービスあすなろ	大畑町中島 41	34-2528
(有)浜道清掃社	中央二丁目 9-38	29-3088	北進運輸	大畑町八幡湯坂 2-175	34-3036
(株)東通運輸	大曲三丁目 13-8	22-3911	(株)環境社	脇野沢本村 6	44-3159
むつ清掃管理	海老川町 2-40	23-3297			

事業所のごみは、町内のごみ集積所に出してはいけません！

処理方法② 事業者が自分でアクセス・グリーンに持ち込む。

【下北地域一般廃棄物等処理施設 アクセス・グリーン】

- ◆所在地—むつ市大字奥内字今泉 66
Tel. 45-2650
- ◆営業時間—月曜日～土曜日 9:00～17:00
- ◆お休み—日曜日、12月31日～1月3日
- ◆料金—平成27年度現在 30円/10kg
平成28年度から 60円/10kg
平成29年度から 100円/10kg

※前処理が必要なごみの場合、別途前処理料金(30円/kg)がかかります。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物では処理方法が違うから注意してくださいね。

